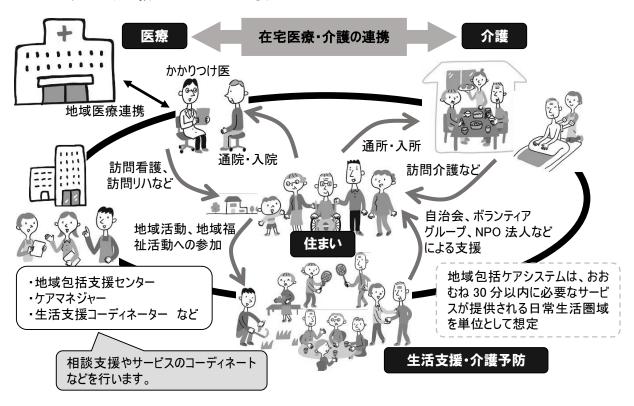


## 第1節 計画策定の背景と趣旨

わが国では、平成37年(2025年)までに団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる時期を迎え、高齢化率は30%を超え、5人に1人が後期高齢者という状況が見込まれています。全国の平均寿命は、医療技術の向上などによって今後さらに伸びると予測され、介護保険料の高騰や家族介護者の負担が重くなることも懸念されます。

このようなことを背景に、国では、地域包括ケアシステムの構築や認知症対策を強化する とともに、家族の介護のために会社などを辞めざるを得ない状況をストップさせようという 「介護離職ゼロ」をめざす政策を進めています。

#### ■2025年の地域包括ケアシステムの姿



平成 26 年6月、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(地域医療・介護総合確保推進法)が成立し、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することが打ち出されました。同法において介護分野では、在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、要支援1・2の認定者が対象となる介護予防訪問介護と介護予防通所介護を地域支援事業に移行し、多様化すること(新しい介護予防・日常生活支援総合事業の本格的な実施など)や、特別養護者人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化することなどが定められました。

平成29年5月には、地域包括ケアシステムの深化・推進を大きな柱の一つにした「地域 包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。

社会福祉法では、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える 多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との 連携などによる解決が図られることをめざすことが明記されました。そのために、①地域住 民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や、②住民に身近な圏域において、分 野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整などを行う体制、 ③主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関などの関係機関が協働して、複合 化した地域生活課題を解決するための体制など、市町村が包括的な支援体制づくりに努める ことが規定されました。

さらに、介護保険法では、介護療養病床に代わる新たな介護保険施設としての「介護医療 院」の創設、介護保険法・障害者総合支援法・児童福祉法では、高齢者と障がいのある人や障 がいのある子どもが同一の事業所でサービスを受けやすくするための「共生型サービス事業 所」が新たに位置づけられました。

#### 第7期(H30~H32)計画のポイント

地域包括支援センター

地域ケア会議

### ◇認知症施策の推進

「新オレンジプラン」の考 え方を介護保険制度に位置 づけ、普及・啓発や関連施 策の総合的な推進。



認知症初期集中 支援チーム

### ◇在宅医療・介護連携の強化



介護医療院

在宅医療・介護連携の8つの 事業項目を実施。

「日常的な医学管理」や「看 取り・ターミナルケア」と、 生活施設の機能を兼ねた「介 護医療院」の創設。

# ◇介護予防・日常生活 支援総合事業の充実

認知症地域支援推進員

地域住民、ボランティアグルー プ及びサービス提供の事務所等 による支え合い体制の構築など による総合事業の充実。



生活支援 コーディネーター

サービス提供組織など が参画する協議体



#### ◇地域共生社会の実現



共生型サービス事業所

障がいのある人などを含めたすべての人を 対象に包括的な支援体制を構築。

介護保険制度と障がい福祉制度で共有する 「共生型サービス」の創設。

小郡市では、高齢化率は年々増加し、平成37年(2025年)の高齢化率は30%を超え ることが見込まれています。介護保険サービスの需要が高まるなか、高齢者が生きがいをもっ

て、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、さまざまな事業者や住民が連携した地域包括 ケアシステムを構築していくことがますます重要になっています。

そのために、既に始めている事業や取り組みをしっかりと踏まえたうえで、さらに充実した地域包括ケアシステムのあり方を描いていくことが大切になります。

小郡市では、このような状況を十分に踏まえて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域や住まいで、尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、「第7期小郡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

## 第2節 計画の位置づけ

### 1 計画の法的な位置づけ

「市町村老人福祉計画」は、介護保険の給付対象及び給付対象外の老人福祉事業を含めた、地域における高齢者福祉全般にかかる計画として位置づけられています。

一方、「市町村介護保険事業計画」は、厚生労働大臣の定める基本方針に即して、保険者である当該市町村が行う介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

両計画は法的根拠、計画の性格は一部異なりますが、高齢者施策を推進していくという方 向性は同じであるため、一体のものとして策定することが義務づけられています。

### 「市町村老人福祉計画(老人福祉法第20条の8)」

高齢者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画であり、 高齢者の福祉に関わる総合的な計画です。

### 「市町村介護保険事業計画(介護保険法第117条)」

適正な介護保険サービスの実施量及び地域支援事業に関する事業量などを見込むとともに、それに基づく介護保険料を算定する計画です。

#### 関係法令

#### く老人福祉法>

(市町村老人福祉計画)

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

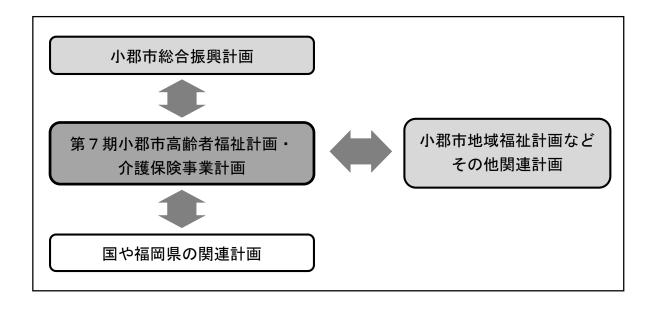
#### <介護保険法>

(市町村介護保険事業計画)

第 117条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

# 2 関連計画との連携

「第7期小郡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、市の最上位計画である小郡市総合振興計画をはじめ、他の関連計画及び国・福岡県の関連計画との整合・連携を図ります。



# 第3節 計画の期間

「第7期小郡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は平成 30 年度からの3か年計画 として策定します。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
小郡市第6期高齢者福祉計画· 介護保険事業計画					
		見直し	第7期小郡市高齢者福祉計画· 介護保険事業計画 		

# 第4節 計画の策定方法

#### 基礎調査

#### 高齢者生活実態調査

市内に住む65歳以上の人から無作為に抽出した1,000人の高齢者に対し、生活の様子や心身の状態、高齢者福祉や介護に関する意識などについて、調査票の配布・回収による調査を行い、計画策定作業における基礎資料としました。

#### 高齢者在宅介護実態調査

#### 関係団体ヒアリング

介護保険サービス事業 所の専門職などに対し、 地域での高齢者に関す る課題や高齢者施策の 推進に向けて必要なこ となどについて、調査を 行い、計画策定作業にお ける基礎資料としまし た。

#### 現状分析

- ①基礎データの 収集・整理
- ②既存計画等 文献調査
- ③介護保険サービス・在宅福祉 サービス等の 利用実態分析 など

現状・課題の抽出

#### 事務局・関係各課

基礎調査結果に基づき、介護保険課を中心として、関係各課と連携や協力を図りながら計画素案の内容ならびにサービス見込み量や介護保険料を検討・調整する。

計画素案の提案





意見

#### 小郡市老人福祉計画作成協議会

- ・現状・課題を把握しながら、小郡市の高齢者福祉・介護保険事業に関し、市民参加による計画素案の作成を行う。
- ・基礎調査や各会議の結果、サービス見込み量や介護保険料を含む計画内容について協議・承認をいただく計画の決定機関。



第7期小郡市高齢者福祉計画,介護保険事業計画

※ は、市民参加による策定プロセス